

24 日 獣 発 第 16 号
平成 24 年 4 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

台湾及び中国における高病原性鳥インフルエンザ等の新たな発生に伴う 畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、平成 24 年 4 月 5 日付け 24 消安第 43 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、これまで「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(9 月 26 日付け 23 日獣発第 208 号)を始めとする累次の通知により、我が国の近隣諸国における高病原性鳥インフルエンザ等の発生について、畜産関係者等への指導の徹底を依頼し、農林水産省ホームページ等において各国の当該疾病の発生状況等を通知してきたところですが、今般、①国際獣疫事務局(OIE)に対し台湾当局より、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨通報されたこと、②国際獣疫事務局(OIE)に対し中国当局より、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され通報されたこと、③我が国の近隣諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが本年に入ってから引き続き継続的に発生していることから、これらの疾病の侵入防止に引き続き万全を期する必要があるため、都道府県畜産主務部長宛に高病原性鳥インフルエンザ等に関する注意喚起及び家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準の遵守について畜産関係者への徹底を依頼したもので、あわせて本会にその旨了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

また、海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等の必要な情報について、下記にあります農林水産省ホームページ等を通じて積極的に公表していくので、活用

いただきたい旨、連絡を受けています。

貴会関係者に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

<農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報>

URL : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601